

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 営繕住宅室
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成21年3月策定）において、平成27年度までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしています。

このため、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

借上げによる市営住宅として、次の住宅を新たに設置します。

<別表第1関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成27年度	野村団地住宅	野村一丁目10番7-101号、10番7-202号、10番7-203号、10番7-205号及び10番7-303号	中層耐火3階	5

3 その他

施行日は、公布の日とします。

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第16号

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表に次のように加える。

平成27年度	野村団地住宅	野村一丁目10番7-101号、10番7-202号、10番7-203号、10番7-205号及び10番7-303号	中層耐火3階	5
--------	--------	---	--------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。